



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

新たな出発のための今年の回想録

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

会館建設への会員各位の情熱に感謝

滋賀会は本年1月4日、永年会員が親しんだ滋賀会館から、大津駅前に新しく取得した「滋賀県行政書士会館」に移転し業務を開始した。

昨年の夏から始まった会館取得のための建物所有者や土地所有者の大津市との交渉は、会員各位の情報や会債の購入、市議会議員等の支援等を受け、さらにその間の理事会や臨時総会等の機関決定をうけて開館にこぎ着け、当時の川端文部科学大臣をはじめとする国会議員や県議会議員、行政関係者、各会をお招きして開催した祝賀会によって、広く社会にデビューすることができた。関係各位のご協力ご尽力のたまものと感謝する次第である。

より効果的な会館の活用とは

会館は、大津駅前という一等地にあり、行政書士の広告塔として最適であることから、屋上に看板を設置し宣伝効果を発揮している。大津の表玄関という立地条件の良さから、事務局には多種多様な相談者や訪問客が増大し、その応接に多忙を極めている。

会館は会員各位が自ら企画する研修や業務開拓に自由に活用できる施設である。会館利用規程も定めている。自らのために活用されることを期待する。

事務局体制の定着化

滋賀会では少ない職員と役員構成で多忙な行事をより効果的に行うために、インターネットを活用した電子稟議書と予算管理、電子決済、電子報告書等の利活用により、事業を推進してきた。

このようなネット上の会議や情報交換を従来方式に置き代えて旅費日当を計算すると、現在の滋賀会予算を遙かに上回る会務執行が行われている。

その背景には、役員等が自宅等でパソコンを操作し、情報交換する時間を必要としており、それが無償で行われていることに、会長として感謝している次第である。

同時に会員各位にも目に見えない役員の無償奉仕によって会務が執行されていることにもご理解を賜ればと願っている。

会員自らが新しい業務開拓を

行政書士の業務は、大別すれば法定業務と法定外業務、そして独占業務と非独占業務とに分けられる。

しかし近年は環境関係業務や中小企業支援業務等の新しい業務が開拓され、知的資産経営報告書の作成業務は滋賀会会員が全国をリードしている。さらに中小企業団体や商工会議所等との連携による市場開拓も行われている。会員の創意工夫が結実しているのである

さらに総務省通知により、行政書士会が官民からの業務受託が可能とされたことから、会長に新たな市場開拓と業務受託、その業務を会員に斡旋するという責務も課されたことと自覚し、県予算編成の機会に県議会の各会派や県当局等に要請してその実現を目指している。

社会貢献と司法参入のために

くわえて、日行連は行政書士成年後見センターを設立した。各行政書士会にも支部を置くよう指導している。これはADRセンターの設置と相まって、行政書士会が行う社会貢献事業であり、その業務の遂行が行政書士の司法参入を促す手段ともされている。

現在、滋賀会が行う成年後見人研修には会館に収容できないほど多くの会員が受講され、業務への関心と熱意の高さが示されており、滋賀会としてもセンター設立が急務となっている。

行政テラスの創設の夢

滋賀会が取り組む事業は多角化しているが、常設の無料相談所やADRセンター、成年後見センター等を総合的に管理運営するには、法テラスに匹敵する行政書士会による「行政テラス」の設置が必要と考えている。日行連は不服申立代理権の獲得のための法改正を推進している。昨年是不服審査法に基づく申立件数が2万3千件、基づかないものが2万6千件と報告されている。行政書士制度が国民の必要とする制度として将来を展望するとき、さらに新しい業務領域への挑戦が会員にも求められていることをお伝えして本稿を閉じる。